

<FLC筆記試験に関する秘密保持について>

Non Disclosure Agreement about FLC Exam

AICIが世界各国への広がりを見せる中、会員増加とともに本部におきましても会員のモラル向上、より健全な組織運営を目指し、「倫理規定の運用の強化」「FLC資格およびプロフェッショナルとして成長を促す施策の充実」を指向しております。

それに伴い東京チャプター会員の皆様にも下記につき再度ご確認いただきたく、ここにお知らせいたします。

※：FLC試験問題の漏洩・拡散防止にご協力ください。

また会員による過去問題の口外、漏えい、利用、及び他者（社）著作物の無断使用・利用の事例を見つけれましたら、すみやかに東京チャプターまでお知らせください。

記

1：

AICIではEducation, Experience, Excellenceを3つの大きな理念として掲げております。

AICIでは優れたイメージコンサルタントの育成を図るため、常に世界トップレベルのイメージコンサルタントによる各種セミナーを開催する一方、First Level Certification試験を実施しております。

FLC試験は資格認定の第一段階として、イメージコンサルタントとしての知識を計るためのものです。FLC試験はその公正性と平等性が確保されて初めて受験者のみならず社会からの信頼を獲得することが可能となります。このような理由から、受験者はもちろん、AICI会員にはFLC試験に関する秘密保持義務が課せられております。

まず試験問題の漏洩防止に関してですが、AICIでは問題用紙、メモ書き等すべて試験後に回収しておりますので試験問題が漏洩する確率は低いと考えられますが、試験の公平性を確固たるものにするためFLC受験者は受験に際し、試験に関して「他に口外しない」旨の誓約書への署名を求められております。

過去におきまして誓約書への署名がなかった時に受験された方も、試験に関し「他に口外してはならない」という制約を受けておりますことをここに明記し確認致します。

(AICI Code of Ethics and Standards of Professional Conduct)

STANDARD III: RELATIONSHIP WITH AND RESPONSIBILITIES TO THE PROFESSION AND THE ASSOCIATION

Members shall:

F. Hold inviolate any confidential information entrusted to them by a colleague, except as compelled by law.

(AICI倫理規定及び職業上の行動規範)

第3章 職業と協会との関係と責任

F. 会員は法律によりやむを得ない場合を除き、他者からもたらされたいかなる機密情報も侵害してはならない。

従いましてFLC試験に関するいかなる情報も、他者に漏洩することは重大なAICI倫理規定違反となります。

さらにAICIではFLC試験の公平性と平等性を確保するため、FLC試験の過去問題の公表をしておりません。いうまでもなくFLC試験問題は、問題文や解答などを含めAICIにすべての権利が帰属しております。従いましてFLC受験者のみならず会員がFLC試験過去問題を口外あるいは漏洩すること、模擬試験の実施など営利目的のために使用・利用すること、FLC試験過去問題集を編集・制作することなどはAICI倫理規定違反となりますので充分ご注意ください。

2 :

(AICI Code of Ethics and Standards of Professional Conduct)

STANDARD III: RELATIONSHIP WITH AND RESPONSIBILITIES TO THE PROFESSION AND THE ASSOCIATION

E. Members shall not, without permission or giving appropriate credit, use materials, client lists, titles and/or thematic creations originated by others. Members will take credit only for work created by them or by those under their paid supervision.

(AICI倫理規定及び職業上の行動規範)

第3章 職業と協会との関係と責任

E: 他者に帰属する教材、顧客リスト、出版物や論文を許可なくあるいは、(許可された)適切なクレジットの表示なく利用しない。会員は自ら制作したもの、もしくはその管理下において有償で外部制作したもののみを自らに権利帰属したものとして使用できる。

他者(社)に権利が帰属する教材、出版物や論文の全部または一部を許可なく使用・利用することは、法律上知的財産権の侵害に当たることはいうまでもありませんが、AICIにおいても同様にその禁止が明記されております。それらの著作物を無断で使用あるいは利用してつくられたテキストや参考図書などの教材は法律違反、さらには重大なAICI倫理規定違反となりますのでご注意ください。

2010年3月24日

AICI東京チャプター会長

大森 ひとみ